

# 新世代ネットワーク推進フォーラム IPネットワークワーキンググループ レジデンシャル ICT SWG 設置要綱

## (活動)

第1条 新世代ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）のIPネットワークワーキンググループは、フォーラム規約第3条に掲げる事業を具体化するため、IPネットワークワーキンググループ設置要綱第5条に基づき、レジデンシャルICTサブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を設ける。

## (構成)

第2条 SWGは、参加を希望するIPネットワークワーキンググループの参加者で構成する。

2 IPネットワークワーキンググループが必要と認める場合は、IPネットワークワーキンググループの参加者以外の者のSWGへの参加を求めることができる。

## (開催)

第3条 SWGは、リーダーが招集する。

2 SWGは、必要に応じて随時開催する。

3 SWGは、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

## (タスクフォース)

第4条 SWGには、SWGの設定する課題の検討を行うことを目的に、SWGの承認により、タスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースには、主幹を置く。

3 タスクフォースには、副主幹を置くことができる。

4 タスクフォースの主幹及び副主幹はリーダーが指名する。

5 タスクフォースの運営に必要な事項はタスクフォースで定める。

## (経費の負担)

第5条 SWG及びタスクフォースにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第13条第1項に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する会員から実費を徴収する。

## (細則)

第6条 この設置要綱に定めるもののほか、SWGの運営上必要な事項は、リーダーが定める。

附則 この設置要綱は、平成22年9月13日から施行する。